

令和 4 年 9 月

江南市議会総務委員会会議録

9月14日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

令和4年9月14日〔水曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第53号 江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第54号 江南市布袋駅東複合公共施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第55号 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第60号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

の所管に属する歳入歳出

消防本部

の所管に属する歳出

第4条 地方債の補正

議案第65号 令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

行政視察について

今年度の当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長	田村徳周君	副委員長	東猴史紘君
委員	野下達哉君	委員	古池勝英君
委員	稲山明敏君	委員	堀元君
委員	伊藤吉弘君		

欠席委員（0名）

委員外議員（4名）

議員	中野裕二君	議員	大薮豊数君
議員	片山裕之君	議員	石原資泰君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長	石黒稔通君	副主任	前田昌彦君
主任	伊藤典子君		

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

企画部長 阿部一郎君

総務部長 本多弘樹君

消防長 高島勝則君

地方創生推進課長 矢橋尚子君

地方創生推進課副主任 八橋直純君

秘書政策課長 平松幸夫君

秘書政策課主幹 田中元規君

秘書政策課副主任 山口尚宏君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

酒井博久君

市民サービス課主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

長谷川 崇 君

市民サービス課副主幹

駒 田 直 人 君

行政改革推進課長

河 田 正 広 君

行政改革推進課副主幹

高 田 昌 治 君

財政課長

安 達 則 行 君

財政課副主幹

大 池 慎 治 君

税務課長

向 井 由美子 君

税務課主幹

浅 野 武 道 君

税務課副主幹

千 田 美 佳 君

収納課長

山 田 順 一 君

収納課主幹

吉 本 晴 永 君

総務課長

今 枝 直 之 君

総務課副主幹

横 井 貴 司 君

会計管理者兼会計課長

金 川 英 樹 君

監査委員事務局長

牛 尾 和 司 君

消防総務課長

上 田 修 司 君

消防総務課主幹

村 上 祥 一 君

消防総務課副主幹

内 藤 克 利 君

消防予防課長

杉 本 恭 伸 君

消防予防課副主幹

大 谷 充 広 君

消防署長

花 木 康 裕 君

消防署東分署長

上 村 和 義 君

消防署主幹

黒 谷 高 夫 君

消防署主幹

栢 本 忠 幸 君

○委員長 皆様、おはようございます。

残暑厳しい中お越しいただきありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

大変暑い中でございますので、ノーネクタイなど軽装もオーケーとさせていただきますまして進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、上着の着用については適宜お取り計らいくださいますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大予防のためマスクの着用をよろしく願いいたします。

市長から挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る 9 月 1 日に 9 月定例会が開会されまして以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願いを申し上げまして御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長 本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 53 号 江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてをはじめ 5 議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第 114 条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第 117 条第 2 項において、

委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審議上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

議案第53号 江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

○委員長 最初に、議案第53号 江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○地方創生推進課長 議案第53号につきまして御説明申し上げますので、議案書の7ページをお願いいたします。

令和4年議案第53号 江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

次の8ページには、江南市地域交流センターの設置及び管理に関する条例(案)を掲げております。以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 本会議でもたくさん質問が出ていましたんで重複する部分がちょっとあるかも分かりませんが、再度確認のためにお聞きする部分もあるかと思っておりますのでよろしくをお願いします。

まず10ページの附則なんですけれども、令和5年4月1日施行で、一部令和4年12月1日から施行となっているんですが、この4か月の間は、これは予約の関係かと思われましてけれども、これは4か月前から予約ができるんでしょうか。

○地方創生推進課長 会議室の利用申請につきましては、区・町内会や市民活動団体などの令和5年4月分の申請を4か月前の本年12月から開始する予定でございます。それ以外の一般利用につきましては、3か月前とする予定でございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。

11ページの使用料の表の下の備考欄ですけれども、これも多分本会議で出たと思うんですけれども、営利目的は4を乗じて得た額とあるんですけれども、これはほかの施設と同じでいいんですか。

○地方創生推進課長 市内の公共施設で営利利用ができる会議室はK T Xアリーナ、Home & n i c oホール、すいとぴあ江南で、営利利用の場合は通常の利用料金の2倍としております。

これらの施設は平成28年度に策定をいたしました江南市 使用料・手数料の見直しの考え方の受益者負担割合100%の選択的・民間的施設でございます。

地域交流センターの会議室は地域活動のための施設といたしまして、受益者負担割合50%、公費負担割合50%の選択的・公共的な施設に分類しておりますので、営利利用の場合は公費負担を行わないように別表の使用料に2を乗じて受益者負担割合を100%とした後に、他の施設と同様に営利利用であることによりさらに2を乗じた金額、合計で4を乗じた金額としているものでございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと、ちなみにこの地域交流センターなんですけれども、多分本会議で出ていなかったと思うんですけれども、定休日というのは、これはいつなんでしょう。

○地方創生推進課長 定休日は、休館日につきましては、原則木曜日になります。祝日の場合はその翌日としております。

あと年末年始、12月29日から翌年の1月4日までを予定しております。

○伊藤委員 あと1点。

直接議案とは関係ないんですけれども、令和5年4月にオープンした後、これは西分庁舎の市民協働ステーションのところの運用はどうなっていくん

でしょうか。

○地方創生推進課長 移転後の西分庁舎のスペースにつきましては、西分庁舎の一部といたしまして総務課の管轄となり、市の会議室として活用するというふうに聞いております。

○伊藤委員 オーケーです。分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 35 分 休 憩

午前 9 時 35 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第53号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号 江南市布袋駅東複合公共施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○委員長 続いて、議案第54号 江南市布袋駅東複合公共施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長 議案第54号につきまして御説明を申し上げますので、議案書の12ページをお願いいたします。

令和4年議案第54号 江南市布袋駅東複合公共施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

次の13ページから15ページには、江南市布袋駅東複合公共施設の設置及び

管理に関する条例（案）を掲げております。以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　これも本会議でたくさん質問が出ておりましたけれども、また重複する部分が少しあるかも分かりませんが、またお聞きします。

まず12ページの条例の制定について、第5条、これも本会議の中で170台の駐輪場を設けるということでお聞きしておるんですけども、設置場所はエントランスホールの北側で、これは変更ないんですかね。

○秘書政策課長　駐輪場につきましては、公共施設のエントリー側のほうに駐輪場がございます。また、民間棟の北側にも駐輪場を設置する予定になっておりますので、またバイクを止めるところは南側のほうに設置する予定になっております。

○伊藤委員　分かりました。

これも本会議で出たんですけども、3時間まで無料ということで、3時間経過後の6時間につき100円ということなんですけれども、改めてこの金額の考え方をもう一度教えてください。

○秘書政策課長　まず無料時間の3時間につきましては、通常車で利用した場合に、保健センターは3時間、その他の施設は2時間の無料を予定しておりますので、その時間の3時間のほうに無料時間を合わせました。

また、6時間につき100円というのは、布袋駅付近にちょっと1日当たりの駐輪場というのが特に設置しておりませんので、周りのほかの駅を見ると大体100円から150円という設定でしたので、できる限り同じような位置づけで相場よりも安くないような形で設定しております。

○伊藤委員　思い出しました。ありがとうございました。

あと15ページなんですけれども、駐輪場の使用料金、ここに書いてあるんですけども、ちなみに自動車の駐車料金はどういうふうに規定されるのでしょうか。

○秘書政策課長　駐車場につきましては、民間事業者が設置する予定になっておりますので、条例の規定はいたしません。また、駐車料金ですけれども、

事業者提案では1時間200円、上限が600円という提案がされておりますので、その辺り、また今後民間事業者と協議してまいるといことになります。

○伊藤委員 はい、分かりました。以上です。

○野下委員 今、伊藤委員の関連で、駐車場については、今、課長がおっしゃったように、民間が決めるということなんですけど、昨日、議案にも載ったよね、期日前投票もこの一部でやる場合がありますでしょう。それから保健センターも入っているんで、保健センターの中の健診だとかそういったところの利用者も非常に多くなるということも考えられるので、満車になる場合も出てくる可能性もあると。

こういう場合というのはどういうふうにかこの民間との間では協議されていらっしゃるんでしょうか。

○秘書政策課長 実際に蓋を開けてみないと分からない部分が正直ございます。

まずは空いた駐輪場の中で整理していただくということが第一条件になります。

また、それに伴ってそれ以上のものを止めるところがないというような状況になりましたら、事業者と早急に話をして、この部分、止める場所をちょっと確保したいなあとは思っています。その辺りの協議はまだこれからになりますけれども、できる限りきちっと利用者の方が駐輪できるような形を取ってまいりたいと考えております。

○野下委員 そういことかこれから考えられますので、民間にまるっきりお願いするだけじゃなくて、やっぱり市もその中にも入ってよく協議していただきたいと思ひます。

もう一点、確認ですけど、13ページで、次に掲げる施設をもつて構成する、第3条、この中に4つあるんですけど、これは多分保健センターの中に入る形かと思ひんですけど、今、江南市版のネウボラというのは2つ、こちらと保健センター内かな、あるんですけど、これは1つに今度統合されますよね。これはここには入っていないんですけど、これは保健センターの中に設置という形の認識でいいんでしょうか。それとも別にできるんでしょうか。

○秘書政策課長 今のところは別にという話は聞いておりませんので、恐ら

く中に設置されるということになると思います。

○野下委員　　そうですね。

だからこの中には入っていないという形に考えてよろしいですね。

はい、分かりました。

○稲山委員　　1点だけお聞きしたいんですけど、駐輪場の使用料、車も一緒になるかと思うんですけど、こういった公共施設を使用した場合というのは、会議室なんかの使用をしたときというのは、使用料の利用料金の免除が多分あるんだろうなあとと思うわけです。会議が要は極端なことを言って半日になった場合、3時間を超えてくるということになりますと、そういった場合の免除、岩倉市なんかだとカードを何かある機械に入れて、それで無料になって出ていくといったような方法を取られておるんですけど、今回はそういった措置というのはあるのかないのか。そして、そういった機械をどこが管理してやるのか、ちょっと教えてほしいんですけど。

○秘書政策課長　　駐輪場、駐車場の話。

○稲山委員　　駐輪場も駐車場も一緒だと思うんだけど、ただ駐車場の件は、今言った民間の絡みがあるもんだから、ちょっと分からないもんだからあれですけど。

○秘書政策課長　　今のところですけども、保健センターを使う場合は3時間、その他施設を使う場合は2時間という規定をしておりますので、今の状況ですと、4時間仮に公共施設を使った場合は、2時間分は実費徴収、お客様の負担という形にはなります。

○稲山委員　　そうすると、市が要はそういった何かの会議をそこで使って、委員だとかがここで会議をするからということでやった場合というのは、その超過した時間はお金を取るということ、その委員から。

○秘書政策課長　　今の時点の話になりますと、そういう想定はしておりますけれども、いろいろそういった形のもの、例えば市のほうが主催して4時間あらかじめ指定するような会議とかそういったものがありましたら、また一度ちょっといろんなケースを考えながら検討してまいりたいと考えております。

○稲山委員　　それは当然のことだと思うもんだから、その辺はやっぱりしっ

かりと。せっかく会議に来ていただいた委員に、帰っていくときにお金を払えなんていうことは、これは逆はあるか知らんけど、費用弁償で払うことは。それはちょっとどう考えてもおかしいことですので、その辺はしっかりと考えていただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 45 分 休 憩

午前 9 時 45 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第55号 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第55号 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長 続きまして、議案第55号につきまして御説明を申し上げますので、議案書の16ページをお願いいたします。

令和4年議案第55号 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

次の17ページには、江南市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）を、次の20ページから27ページには、参考といたしまして新旧

対照表を掲げております。以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけお聞きします。

今回の改正で、非常勤職員、特に会計年度任用職員、この育児休暇の内容が手厚くなるという認識を持っておりますけれども、主な改正のポイントを、もう一度分かりやすくちょっと説明してほしいんですけど、すみません。

○秘書政策課長　今回の育児休業等に関する条例の一部改正ですけれども、基となる育児休業法というのがございまして、育児休業の取得回数が1回から2回に変更となります。そのためにそれに伴いまして、今回育児休業法において条例で定めるという規定がございますので、それに合わせて所要の整備を図ったものでございます。

○伊藤委員　分かりました。

要望なんですけれども、これは実際会計年度任用職員の方がこうした育児休暇を取るタイミング、ちょっとよく分かりませんが、しっかりとこういう条例で定められましたので、取得できるような職場環境づくりの体制をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○野下委員　今の話で、育児休業法の改正によって今回この任用職員の育児休業が2回取れるという趣旨なんですけど、実はこの育児休業法の中に新しく産後パパ育休制度というのが多分新設されると思うんですよ。それは今までの条例もそういう部分が入っていないし、多分ここにもその部分が入っていないのを僕は危惧するんですね。

これはそういう改正法の中にこういう産後パパの育児休業については特別にここに述べなくてもいいのかどうか、それはどうして入っていないのか、併せてお願いします。

○秘書政策課長　先ほどの産後パパ休暇、育休というものですけれども、こちらのほうの規定は育児休業法の中に全て規定をしております、今回際立ってこちらの条例の中には目立って入っておりませんが、こちらのほうももともと1回取れたものが2回取れるようになりましたので、その辺り

の規定も本法は改正されておりますけれども、条例の中身についてはどこまで行っても条例で規定しなさいよというものについて変更しているだけになりますので、本法は変わっていますので、周知としては対象となり得る方については、きちっとこういった改正が行われましたということで、条例改正が確定しましたら周知してまいりたいと考えております。

○野下委員　　ということは、本法にはそれは入っているけど、条例ではそれはあえてそこにうたわなくてもいいと、こういう認識で今捉えたんですが、それは間違いないということですか。

○秘書政策課長　　そのとおりでございます。

○野下委員　　それならば、今、課長がおっしゃったように、こういう新しい制度ですから、特に男性が奥さんの負担を軽減できるように育児を一緒にやるということなので、今後何名ぐらい見えるか分かりませんが、職員の方に、こういう制度がちゃんとあるから取れるものは取ってくれというような、おっしゃいましたけど、周知徹底はぜひこれはお願いしたいというふうに思います。

○秘書政策課長　　分かりました。

今、男性の育児休業を積極的に取りなさいというのがありまして、今現在、9月1日現在では男性の育児休業取得者って1名ですので、少しでもやっぱり、他自治体は多く取っておる状況がありますので、できる限りきちっと周知して、少しでも取りやすいような環境を整えてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○東猴委員　　今、少しでも取りやすい環境と言われましたけど、一般的にこの育児休暇をもう義務化するというのは無理なんですか。

○秘書政策課長　　無理か無理でないかというのと、強制させるものではないので、必ずそうしなさいよというのはなかなか言い難い部分はございますけれども。

○東猴委員　　例えば銀行ですと、必ず金融庁が取りなさいということで、必ずもう強制的に取らされるんですけど、だからみんな取れるというのがあったんですけど、やっぱり育児休暇が進まない理由の一つに、いや、強制する

ものじゃないからという文化があるから取りにくいというのはあるので、もはや強制という単語が悪いですけど、必ず取るものという制度にしたほうが、設けたほうが、必ず取れるという安心感があっていいんじゃないでしょうか、お尋ねします。

○秘書政策課長 東猴委員がおっしゃるとおりでございます、なかなかやっぱり、そういった取りづらい雰囲気というのがどうしてもありますので、県や他の自治体ではもうほとんど、言い方が悪いかもしれませんが、半強制的に産後休暇中は取りなさいとかそういったことはやっているという話は聞いておりますので、他自治体を見ながら、こちらのほうはできる限りそういったことを取得促進できるような形を取ってまいりたいと考えております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 52 分 休 憩

午前 9 時 52 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第55号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

の所管に属する歳入歳出

消防本部

の所管に属する歳出

第4条 地方債の補正

○委員長 続いて、議案第60号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第7号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部の所管に属する歳入歳出、消防本部の所管に属する歳出、第4条 地方債の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初に、企画部市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 議案第60号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第7号）、市民サービス課所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案書の82ページ、83ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段の2款1項3目市民生活費で、布袋ふれあい会館維持運営事業及びその下、消費生活事業でございます。

ページをはねていただきまして、84ページ、85ページをお願いいたします。

下段の2款3項1目戸籍住民基本台帳費で、住民基本台帳等事業と、86ページ、87ページの上段、個人番号カード取得促進事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1つの事業だけお聞きします。

85ページ最下段、住民基本台帳等事業ということで、キャッシュレス決済の導入について、9,000円を予算計上してございますけれども、このキャッシュレス決済に係る手数料というのは、1件当たり幾らなんでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 1件当たりの手数料でございますけれども、例えば300円に関しまして1.65%かかってまいります、住民

票ですと。ですので、4.95で4円かかってくるというふうになっております。

○伊藤委員 はい、分かりました。

あと1点ですけれども、補正予算の説明資料の7ページなんですけれども、このQRコード決済、このPay Payで支払う割合は手数料全体の何%ぐらいを想定してこの予算計上をしてあるんでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 近隣市町の状況を確認させていただきまして、おおむね3%から5%ということが出ておりますので、今回5%を想定させていただいております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○古池委員 83ページの市民生活費、その中で消費生活事業、いわゆる消費生活展、これは早々に中止になって予算がこういう形で出ておるわけですけど、この消費生活展は11月にあるかと思えますけど、ほかの産業フェスタとかふくし江南ふれあいまつり、そういうのは多分開催されるというふうに聞いておりますけど、これは早々にこの消費生活展が中止になったというのはどういう、何かどういう形で中止になったか、早々になったということはなぜかということです。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 5月の段階におきまして、運営協議会を構成します団体のほうにでございますが、コロナ禍ということがございまして意向調査のほうをさせていただきました。

その段階におきまして、昨年度パネル展というものを実はコロナ禍で実施しておりますけれども、そういったものがないのではないかと御意見が多数ありました。

改めて7月におきまして開催に関しての有無を電話等で確認させていただいて、パネル展ということで、構成団体のほうですけれどもなりましたものですから中止ということで今回させていただいております。

○古池委員 実は、ほかの産業フェスタ、同じ11月にある市民フェスタもあります、それは同時開催ですかね。こういうものは開催されると言っているのに、決定された、もちろんコロナの状況を見ながらということなんですけど、市民から見ますと、この消費生活展は中止、市民フェスタは開催する、

それから花火大会、11月1日ですね、開催すると。

市民から見ると、どうも納得がいかない。これはやるやらない、その辺の基本的な中止・開催の条件といたしますか、そういうものははっきりしておるわけですか。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　この消費生活展でございますけれども、市民団体や消費団体が主となって消費生活展運営協議会というのを設けております。

市民サービス課に関しましてはその庶務というものを担わせていただいておりますけれども、その団体のほうの意向です。今回、やっぱり5月の段階でコロナ禍というのが怖いということであるべく人との接触を避けたいという御意向が強かったと。そういったことからパネル展でいいのではないかと御意見が多数でございましたものですから、お客様も市民でございますけれども、今回やっていく運営側も多数が市民でございますものから、そちらのほうの御意向を尊重させていただいたという経緯でございます。

- 古池委員　その辺、やっぱりある程度市民に分かりやすく説明していただくようお願いしたいと思います。

- 委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて総務部行政改革推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 行政改革推進課長　行政改革推進課が所管をいたします補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書の76ページ、77ページをお願いいたします。

歳入でございます。

下から2段目の16款2項1目1節総務管理費補助金で、説明欄、元気な愛知の市町村づくり補助金でございます。

はねていただきまして、82ページ、83ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2段目の2款1項5目行政改革推進費のICT活用推進事業でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　ICT活用推進事業についてだけお伺いします。

83ページですね。中段ですけれども、会議録作成支援システムを導入するということで、これは本会議の議案質疑でも出ていたんですけれども、職員の会議録作成に費やす時間、約2,000時間を680時間削減できるということをちょっとお聞きしたんですけれども、これは非常に期待ができるシステムだと思います。

ちなみにこのシステムは、AIの音声認識機能を備えているということを知ってございますけれども、これは地名や人名、商品名などの固有名詞は、例えば名古屋弁などの方言を淡々と正確に文字起こしができるようになるようなことをちらっとお聞きしたんですけれども、そういった認識でよかったですでしょうか。

○行政改革推進課長　メーカーのホームページによるとということもございますけれども、精度としましては、70%から80%を超えるぐらいの精度があるというふうにホームページには記載をしてあります。

それで、行政用語、行政に関するような専門的な用語ですとかそういった辞書も搭載をしておりますし、また方言にも対応しているというようなシステムを今導入したいというふうに考えておまして、またAIによる使用すれば使用するほど精度が上がってくるということを期待しているものでございます。

○伊藤委員　分かりました。

職員の負担を減らすということは、非常にいい優れたシステムだと思います。

あと、これは他市町村で導入実績があれば教えてください。

○行政改革推進課長　県内の近隣で申し上げますと、小牧市、犬山市、春日井市が導入をしております。

また、愛知県ですとか名古屋市のほうも導入しておまして、全国で申し

上げますと、500を超える自治体での導入実績があるというようなシステムでございます。

○伊藤委員 分かりました。

かなりたくさん自治体が導入されていて、非常に優れたシステムだと思いますので、期待ができると思います。

ちなみに、あと1点だけなんですけれども、これは規模、最大規模、会議室もそうなんですけれども、どのくらいの会議室で使用できるものなんでしょうか。大きい会議室とかだとちょっと無理だと思うんですけれども、その辺のところは分かりますでしょうか。

○行政改革推進課長 今回のシステムでございますけれども、クリアな録音ができればできるほどやっぱり会議録の作成も精度が上がってくるということで、マイク設備関連の備品のほうも併せて今回整備したいというふうに考えております。

そういった中で大きな会議室でございますけれども、マイクを1人1本ずつというような形で整備すれば、よりクリアな録音ができるということで、市役所内の会議室については全てカバーできるぐらいのものを用意したいというふうに思っております。

○伊藤委員 以上です。分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 大薮議員から本件に関して委員外議員として発言をしたいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○大薮議員 おはようございます。

委員長のほうから御許可いただきましたので、1点だけ確認させていただきます。

現在、伊藤委員が質問しました83ページ、この行政改革推進事業、ICT

活用推進事業の中で、この議事録作成に関して、恐らくさっきおっしゃった7割から8割というふうにおっしゃいました。ということは、逆に言うと、2割から3割翻訳ができなかったりとか、議事録として作成できなかったなどの問題点も実はあるのではないかなあと思っています。

主な問題点、業者から実際にあったような、こういう問題点があったとか、このようなちょっとミスがあったよみたいなものがあったら教えてください。それだけです。

○行政改革推進課長　実際にテストということで、我々のほうも試したことがございまして、例えば言葉の滑舌によりまして、見る方向という「見方」ということを「右肩」というように変換したりですとか、「効果額」というのを全く違うような言葉で変換したというような事例がございました。

やはり先ほども申し上げましたけれども、録音の状態がよりクリアであればそういった精度も高いものであるということで、若干の変換間違いというのはございますけれども、一から全て職員が入力するよりははるかに事務の効率化になるというふうに考えております。

○大薮議員　ということは、最終的には、これは議事録になる段階において人間の目によるチェック、これが必要というふうな理解でよろしかったでしょうか。

○行政改革推進課長　あくまで出来上がってきたものはそのまま議事録として正式なものとしてすることはできないものですから、職員の確認とチェック作業というのは入るものと考えております。

○大薮議員　職員ということは、今まで利用していた翻訳をしていた業者が見るわけではなく、最終的には市役所の職員が確認ということですね。

○行政改革推進課長　今回の議事録の作成のシステムにつきましては、職員が行っていた議事録の作成というものをこのシステムを使って自動化するというようなシステムでございますので、職員が最終的には確認することになります。

○大薮議員　ありがとうございました。

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 令和4年度江南市一般会計補正予算（第7号）の財政課所管につきまして御説明させていただきます。

最初に歳入でございます。

議案書の76ページ、77ページをお願いいたします。

最上段の10款1項1目1節で地方特例交付金でございます。

次にその下、11款1項1目1節地方交付税で、普通交付税でございます。

はねていただきまして、78ページ、79ページをお願いいたします。

19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

その下、20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、80ページ、81ページをお願いいたします。

最下段、22款1項市債で、5目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

ページをはねていただきまして、82ページ、83ページをお願いいたします。

中段の2款総務費、1項総務管理費、6目財政費、補正予算額は9億55万8,000円でございます。

内容につきましては、83ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

財政調整基金管理事業、江南市財政調整基金積立金で9億55万8,000円でございます。

続きまして、別冊でございます。

令和4年度9月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の4ページでございます。

一般財源調でございますが、最上段の10款地方特例交付金、11款地方交付税は普通交付税、19款繰入金は財政調整基金繰入金、20款繰越金は前年度繰越金でございます。

5ページになりますと、22款市債といたしまして臨時財政対策債でございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしく願い

たします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけお伺いいたします。

77ページの上段、地方特例交付金、これが減額となった理由が分かれば教えていただきたいと思います。

○財政課長 76ページ、10款の地方特例交付金でございまして、当初予算が昨年度分実績をベースにいたしまして、国の地財計画に基づきまして積算をいたしてございます。

今回、地方特例交付金ということで、マイナス1,000万円という、こちらの原因につきましては、国のほうからの交付金でございまして詳細の分析は少し難しい点がございしますが、こちらにつきましては住宅ローン減税、税額控除によります減収分の補填ということになっておりますので、その実績ということで解釈をしております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、議案書の78、79ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段の16款3項1目総務費委託金、3節選挙費委託金でございます。

はねていただきまして、82、83ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段の2款1項7目行政事務費で、庁舎等維持運営事業でございます。

次に、86、87ページをお願いいたします。

下段の2款4項1目選挙費で、選挙管理執行事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　1つだけまた質問させていただきます。

83ページの中段、庁舎等維持運営事業なんですけれども、これは電気使用料の補正予算額が270万円という、非常に高いです。令和4年度の本庁舎の電気使用料が、当初1,294万7,000円ですよ。非常にこれは大変なことになっているという認識で思っていますけれども、ちなみに本庁舎で一番電気を使っている設備は何でしょうか。

○総務課長　　照明器具になろうかと思います。空調のほうはガスで主体的に沸いておりますので。

○伊藤委員　　この照明ですか。

○総務課長　　はい。

○伊藤委員　　分かりました。これは本当に電気料金なんですね。節約がやっぱり必要だと思うんですけれども、総務課として全庁的にどういった取組を指示されているのでしょうか。

○総務課長　　総務課といたしましては、時間内の照明の徹底、それから昼休みの照明の消灯等、通知文書のほうで各課宛てに通知をさせていただいておるところでございます。

○伊藤委員　　以上です。分かりました。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長　　それでは、税務課の所管いたします補正予算について御説明させていただきますので、議案書の84、85ページの中段をお願いいたします。歳出でございます。

2款2項1目税務費で、税諸証明書交付事業でございます。

参考としまして、補正予算説明資料の7ページに事業の概要を掲げておりますので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　85ページの中段の税諸証明書交付事業ですけれども、これはP a y P a yにより手数料の支払いができるようになるということなんですけれども、別のキャッシュレス決済、例えばL I N E P a yとかd払いだったりいろいろあると思うんですけれども、こうした決済へもだんだん拡充していく方向性はあるんでしょうか。

○税務課長　今回P a y P a yを選択させていただきましたのは、キャッシュレス決済の中でシェアが高いということで、まずは市民の皆様にご利用しやすい決済手段ということと、あと決済手数料が安価であるということでP a y P a yのほうを導入させていただくものでございます。

また、今後の拡充につきましては、国のほうでもキャッシュレス決済の推進ということで検討はされておりますので、まずP a y P a yでのキャッシュレスの状況などを検証しながら、今後拡充については市全体としてどのように推進していくのかということは検討していくものと考えているところでございます。

○伊藤委員　はい、分かりました。

あと、電子レジスターを購入するという事なんですけれども、キャッシュレス決済に必要な特別なレジスターという認識でよかったんでしょうかね。

○税務課長　今回レジスターを購入させていただきますのは、現在、各種証明書をボタンでレジを管理しているんですけれども、今後は現金とキャッシュレスということで集計管理の際に項目を分けていきたいという中で、今のレジではそのボタン数がちょっと不足するという事で新たに買い換えさせていただくものでございます。

○伊藤委員　あと、そうすると市民サービス課の予算にはレジスターが計上されてございませんが、既に対応するレジがあるという認識でよかったでしょうか。

○税務課長　市民サービス課のレジなんですけれども、令和元年度に買換え

をされているもので、あとタッチパネル式ということで設定変更が可能なレジということでございましたので、市民サービス課のほうは購入はございませんけれども、税務課のほうに対してはレジのほう購入させていただくということにさせていただきました。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 大藪議員から本件に関して委員外議員として発言をしたいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○大藪議員 ありがとうございます。

2点だけ確認です。

今、伊藤委員のほうからも質問がございましたこの電子レジスターの件ですが、これは俗に言われるバーコードリーダー、QRコードリーダーのついたものというふうな理解でよろしかったでしょうか。これが第1点です。

2点目です。

将来的にPay Pay以外のキャッシュレス決済などもどんどん導入されてきます。それに対する応用性というか、汎用性があるものというふうな理解でよろしいですか。この2点だけお答えください。

○税務課長 今回キャッシュレス決済で導入させていただく方法としましては、QRコードを掲示したものを市民の方にスマホで読んでいただく方式でさせていただくものになります。

なので、今回のレジを購入の際にはバーコードリーダーですとかQRを読み取る機器については特段購入しないものでございます。

また、あと拡充につきましては、今回購入するレジスターについては、オプションでQRコードですとかバーコードリーダーも拡充ができるレジスターを購入させていただきますので、仮にキャッシュレス機能を拡張していっ

た際にも対応ができるものとして考えているものでございます。

○大薮議員 ありがとうございます。

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長 消防本部消防総務課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の106ページ、107ページをお願いいたします。

最下段にございます9款1項1目消防総務費で、補正予算額373万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、107ページの説明欄をお願いいたします。

市有財産管理事業、消防庁舎等維持運営事業では、消防庁舎の電気使用料に不足を生じることから、85万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、はねていただきまして、109ページの説明欄をお願いいたします。

上段にございます消防施設整備等事業、消防庁舎等整備事業では、消防庁舎避雷針撤去及び設置工事費288万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 109ページ、消防庁舎等整備事業の中で、避雷針の関係が撤去と設置ですね。改めて少しはちらっと聞いているんですけども、なぜ撤去が必要になった理由と、予算流用で工事を行ったということですが、いつ実施されたのか、また撤去工事をした時期、この辺のことを改めて教えてください。

○消防総務課長 まず撤去が必要になった理由ですが、これは令和4年、今年の5月8日、3階で仮眠中の職員が異音がするという事で上司に報告がありました。その後、屋上にて左右に揺れて、さらに異音がする避雷針マス

トを確認することができました。

翌日、庁舎管理担当者ということで消防総務課になりますが、確認しましたところ、揺れは確認できませんでしたが、異音を確認することができました。そこで、設置した業者に確認していただきましたところ、設置場所から約上部3メートル付近にマストの外周約3分の2に亀裂を発見し、早急に撤去が必要と業者に判断されました。

消防庁舎には、建築基準法上では避雷針は必要ないということから、予算外執行にて早急に撤去をいたしました。撤去は6月3日から行いまして、最終的に6月17日には全て完了しております。

○伊藤委員　　今回、消防庁舎に2本の避雷針を、消防と防災ですね、設置するんですけど、例えば消防と防災のアンテナに両方を包含できる長いマストを1本立てて、そこに避雷針を取り付ければよかったんじゃないかと私は思うんですけども、それはできなかった理由は何でしょう。

○消防総務課長　　避雷針が1本じゃなくて2本になった理由なんですけど、撤去する際に、業者に現在の位置で同じようなやつができないのかというところを確認したところ、まず現在の避雷針の位置では、現在市庁舎西側に設置されておりますデジタル無線のアンテナは保護できていないということが分かりました。

さらにそれをカバーするには、今まで立っていたのが12メートルぐらいのものだったんですけど、そのときには20メートル近いマストが必要になると、その位置でカバーするには。それはちょっと現実的ではないと、費用もかなりかかるというところから、それでは消防は無線アンテナを保護するため、防災のほうはパラボラアンテナを保護するというところで2本設置するということになりました。

○伊藤委員　　あと1点だけ、ちょっと細かいことを聞くんですけども、同時に工事を行うわけですね。その位置、ちらっと大体分かっているその避雷針の位置と長さ、あと消防と防災と工事費をどのように案分されておるわけですか。

○消防総務課長　　まず2本の避雷針の長さですけど、消防無線のアンテナを保護するための目的で設置する避雷針は、消防庁舎の西側にあります屋外階

段と、あと訓練施設を兼ねているところの一番上に約5.5メートルの避雷針を設置いたします。

もう一本の防災安全課のパラボラアンテナを保護するものは、従来避雷針のあった場所に長さ7.7メートルの避雷針を設置いたします。

一括で工事はしていただきますので、案分としまして、各直接工事費の比率で総工事費を案分するというので、消防総務課、消防側が63.9%、防災安全課が36.1%という割合で実施します。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長 大藪議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○大藪議員 ありがとうございます。

手短に行きます。

今の伊藤委員がおっしゃっていた避雷針の関係なんですが、避雷針で金額を見ますとかなりの額です。例えば並行してサージカルシステムなどの導入も検討されたんでしょうか、されていないんでしょうか、お答えください。

○消防総務課長 サージカルシステムというのは、消防の無線関係、司令関係には全てついていて、もう最初に設置時点ではついていてということです。

○大藪議員 それならば、もう例えば愛知県でいうならば、瀬戸市にある電波塔などほぼ避雷針のほうに頼ることなく、サージカルシステムによる要するに雷の回避、それによる送信機などの保護などが今強力にうたわれている時代ですが、この金額はどうかと思っているんですが、いかがなものでしょうか。ちょっと理解できるように説明してください。

○消防総務課長 大藪議員が言われるサージカルシステムというのは、業者

に確認したところ、あくまでも機械自身は守ることはできるんですが、そのほかの部分に影響が来るというところから、消防の業務全体を見たときに、その業務がほかの、ついでに指令システム等は守れますが、ほかの部分が守り切れないというところから、今回避雷針設置を決定いたしました。

○大藪議員 要するに、誘導波などによる本体を守るために、これは俗に言われる補完システムとして両方で守るというふうに理解したらよろしいでしょうか。

○消防総務課長 はい、大藪議員のおっしゃるとおりでございます。

○大藪議員 ありがとうございます。

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休 憩

午前10時32分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時32分 休 憩

午前10時44分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号 令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部
の所管に属する歳入歳出
監査委員事務局
議会事務局
の所管に属する歳出

○委員長 続きますして、議案第65号 令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、企画部、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願ひします。

最初に、議会事務局議事課について審査をします。

補足説明がありましたらお願ひします。

○事務局 議会事務局議事課の所管につきまして御説明をさせていただきます。歳入はございませんので、歳出をお願ひいたします。

決算書の歳入歳出決算事項別明細書の90ページ、91ページをお願ひいたします。

90ページ、91ページの上段からはねていただきまして、92ページ、93ページの最下段までの1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて企画部地方創生推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○地方創生推進課長 地方創生推進課の所管につきまして御説明させていただきます。

令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の58ページ、59ページ

ジをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

下段の14款2項1目1節総務管理手数料、備考欄、地縁団体証明手数料でございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

中段の17款1項2目1節利子及び配当金、備考欄、地方創生推進課の江南市ふるさと応援事業基金利子でございます。

同じページ下段の18款1項1目1節総務管理費寄附金、備考欄、ふるさと寄附金でございます。

次に、80ページ、81ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目1節市町村振興協会基金交付金と、その下、2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

上段の21款5項2目11節雑入、85ページの備考欄、地方創生推進課のPRグッズ売捌収入から、その3行下の有料広告掲載料まででございます。

続きまして、94ページ、95ページをお願いいたします。

以下、歳出でございます。

最上段、2款1項1目の地方創生推進費でございます。そこから98ページ、99ページの上段、備考欄では秘書政策費の手前、地域連携事業まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　数点お尋ねいたします。

まず59ページ下段ですけれども、地縁団体証明手数料6,600円とございますけれども、これはどういった証明なのか、その内容と、どこの区に対する証明なのか教えてください。

○地方創生推進課長　地縁団体証明手数料は、地縁団体の印鑑証明の写しであつたり台帳の写しの証明の手数料でございます。

その内訳といたしましては、印鑑証明が4枚、台帳の写しが18枚、計22枚、合計で6,600円でございます。

どちらの区に証明を出したかということでございますけれども、証明書の写しのほうは、東野区、上奈良区、野白区、下山区、曾本区、赤童子西区、赤童子東区、力長区、村久野区、宮町3丁目町内会、南野区でございます。

印鑑証明のほうでございますけれども、こちらは村久野区、宮町3丁目町内会、南野区、南山区でございます。

○伊藤委員 はい、よく分かりました。

あと85ページの上段ですね、諸収入。PRグッズの売捌収入6,400円の内容について、内訳ですけれども教えていただきたいと思えます。

○地方創生推進課長 PRグッズの売捌収入の内容ですけれども、缶バッジが単価100円で33個、ピンバッジが単価200円で14個、名刺が単価300円で1セットでございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。

同じく諸収入の有料広告掲載料の明細を教えてください。

○地方創生推進課長 有料広告掲載料につきましては、広報「こうなん」の有料広告掲載料といたしまして、一月1社15万円で12社、合計で180万円でございます。また、ホームページのバナー広告掲載料といたしまして12社、合計で55万5,000円、トータルで235万5,000円となっております。

○伊藤委員 はい、分かりました。

あと95ページ、中段ですね。ホームページ運営事業ですかね。チャットボット管理委託料なんですけれども、チャットボットの年間の利用者数が分かれば教えていただきたいと思えます。

○地方創生推進課長 チャットボットの令和3年度の利用数でございますけれども、9,335件でございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。

あと97ページ、あと1点だけです。地域団体支援事業が真ん中辺りにあると思うんですけれども、コミュニティ助成事業交付金400万円ですね。これはどこの区へ幾ら交付されたんでしょうか。

○地方創生推進課長 コミュニティ助成事業の交付は、令和3年度上奈良区

と北野区に交付をしております。

上奈良区につきましては、事業費259万4,990円の事業費に対し250万円の助成でございます。北野区につきましては、150万5,914円の事業費に対しまして150万円の助成でございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて秘書政策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長 それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

中段やや上の14款1項1目1節総務管理使用料のうち、秘書政策課の布袋駅東複合公共施設予定地目的外使用料（電柱）及び布袋駅東複合公共施設予定地目的外使用料（共架ケーブル）でございます。

次に、62ページ、63ページの下段をお願いいたします。

下段の15款2項1目1節総務管理費補助金のうち、秘書政策課の都市構造再編集中支援事業費補助金でございます。

次に、78ページ、79ページの中段をお願いいたします。

中段の19款1項1目1節基金繰入金のうち、秘書政策課の江南市新図書館建設事業等基金繰入金でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、85ページの上段、秘書政策課の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から、生命保険料等取扱手数料までの6項目でございます。

次に、86ページ、87ページをお願いいたします。

下段の22款1項1目1節総務管理債のうち、秘書政策課の布袋駅東複合公

共施設整備事業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

98ページ、99ページをお願いいたします。

上段の2款1項2目秘書政策費でございます。99ページの備考欄の人件費等から、104ページ、105ページの中段、市民生活費の前、右側備考欄、秘書・渉外事業まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけです。

主要施策310ページ、布袋駅東複合公共施設整備等事業です。

これ、整備事業費が約9億400万円ということなんでございますけれども、ちなみにこれ、令和3年度末の工事の進捗率はどのぐらいだったんでしょうか。また、今後予定どおり工事は遅延なく順調に進んでいくんでしょうか。

○秘書政策課長　令和3年度末の進捗率は20.7%でございます。令和4年8月末現在の進捗率は58%となっておりますので、令和5年の大体1月中旬頃になると思っておりますけれども、その完了に向けては順調に進んでおります。

○伊藤委員　順調に進んでいるということで安心しました。

あと9億円を超える事業費に対して、当然特定財源、国庫、地方債、その他ありますけれども、国庫支出金は予算額を下回ることなく予定どおり交付決定がされているのでしょうか。あと今後もされる予定なんでしょうか。

○秘書政策課長　国庫補助金につきましては、現在要望どおり交付されております。令和4年度につきましても内示を既に受けておりまして、予定どおりの金額となっております。

○伊藤委員　以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 それでは、市民サービス課の決算について御説明申し上げます。

最初に、歳入について御説明させていただきます。

決算書の54ページ、55ページの中段をお願いいたします。

14款1項1目1節総務管理使用料の市民サービス課所管分で、備考欄、布袋ふれあい会館使用料及び布袋ふれあい会館目的外使用料（自動販売機）でございます。

次に、58ページ、59ページの下段をお願いいたします。

14款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料で、備考欄、戸籍手数料から61ページの個人番号カード再発行手数料までの5項目でございます。

次に、62ページ、63ページの下段をお願いいたします。

15款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金で、備考欄、個人番号カード交付事業費補助金から、社会保障・税番号制度システム整備費補助金までの3項目でございます。

続きまして、66ページ、67ページの上段をお願いします。

15款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金で、備考欄の中長期在留者住居地届出等事務費委託金でございます。

次に、70ページ、71ページの中段をお願いいたします。

16款2項1目1節総務管理費補助金の市民サービス課所管分で、備考欄、消費者行政活性化事業費補助金でございます。

次に、72ページ、73ページの下段をお願いいたします。

16款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金で、備考欄、人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

次に、84ページ、85ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入の市民サービス課所管分で、備考欄、コピー等実費徴収金から有料広告掲載料までの4項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

大きくはねまして、104ページ、105ページ中段をお願いいたします。

2款1項3目市民生活費でございます。ここからはねていただきまして、109ページ上段の備考欄、市民相談員事業までとなります。

その下でございます。2款1項4目男女共同参画費につきましては、109ページの中段の備考欄、男女共同参画推進事業から男女共同参画基本計画策定事業までとなります。

続きまして、少しはねていただきまして、140ページ、141ページの下段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきまして、ここからはねていただきまして、144ページ、145ページの中段、備考欄にあります住民基本台帳等窓口事業（宮田支所）までとなります。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　1点だけですね。

コンビニ交付サービス運用事業ということで、143ページと関連して主要施策の313ページにもコンビニ交付実績が書いてあるんですけども、この中で住民票と印鑑登録証明のコンビニサービスということで、これは1件当たりコンビニに支払う手数料は幾らなんでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　すみません、お待たせしました。

コンビニ交付1件当たりでございますけれども、今回、令和3年12月31日までは本稼働前ということでございました。それ以降、本稼働ということで料金が若干変わっておりますけれども、本稼働前のものを含めまして1件当たり710円となります。内訳としまして、委託手数料、システム保守料、クラウド使用料、運営負担金というのが含まれてこの金額になっております。

○伊藤委員　　分かりました。

あと313ページの中段の表の中に、市民サービス課の窓口で取扱う証明書の件数が掲載されてございますが、ちょっと細かいんですけども、住民票3万7,689件のうちコンビニでの交付が2,882件、印鑑登録証明書は2万

3,422件のうちコンビニでの交付が2,053件、共に交付率が10%に達してごさいませんが、この割合は当初予定した件数より多かったのか少なかったんでしょうか、まず1点です。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　こちらのほうの数字でございませけれども、今伊藤委員のほうから言われました数字でございませが、実は住民票3万7,689件の中に、このコンビニ交付の2,882件は含まれておりません。合計値になりますと、その2つ加えたものが合計値になります。

数値に関しましては、ちょっと過去のデータを今持ち合わせておりませんので、何%というのが私も今明確にはお答えはできませんけれども、おおむねその目標値には達しているかなと私は実感しております。

また、今年度に関しましては着実に伸びておりまして、今年度の実績を申し上げますと、4月から8月の間までに住民票、印鑑登録を合わせまして2,540件出ております。昨年度の同時期になりますと1,529件ということで1.66倍と伸びておりますもんですから、今年度に関しましては、確実に10%ぐらいを目指しておりましたが、それを超えてくるなというふうな実感はございませ。

○伊藤委員　ちょっと表の見方を私が間違ったか分かりませんけど、分かりました。申し訳ございませんでした。

あと1点だけですがけれども、ちなみにコンビニでの、発行できなかつた等の苦情やトラブルなんかはあつたんでしょうか、過去に。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　1件ございませ。

こちらのほうですがけれども、コンビニシステムの大本のシステムのほうが全国的に使えなくなつたという時期がございませ。そのときに一市民の方から使えないということでお電話いただきまして、私たちも早急に確認させていただきます、その状況をお伝えさせていただきます、またホームページにも周知はさせていただきます。それが1件、苦情があつたという件でございませ。

○伊藤委員　はい、分かりました。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありませるので、続いて総務部行政改革推進課

について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○行政改革推進課長 行政改革推進課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の62ページ、63ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

下段になります。15款2項1目1節総務管理費補助金、備考欄、行政改革推進課の社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

中段の15款4項5目1節総務管理費交付金、備考欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、85ページの備考欄は中段になります。行政改革推進課の情報システム等使用料でございます。

少しページをはねていただきまして、108ページ、109ページをお願いいたします。

以下、歳出でございます。

最下段の2款1項5目の行政改革推進費でございます。109ページの備考欄、人件費等から、112ページ、113ページの上段、備考欄、情報システム管理運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 2つの事業についてお聞きしたいと思います。

まず1点目、111ページですね。情報システム管理運営事業の中で国が進めるDX、非常に今国が進めていますけれども、この実績として、令和3年度中の決算の中に、どこにこれが含まれているのか分かりますかね。すみません。

○行政改革推進課長　　D Xの関連の予算でございますけれども、令和4年度に計上させていただきましたので、令和3年度につきましては、実質我々の人件費のみということでございます。

○伊藤委員　　はい、分かりました。

あと主要施策の316ページですね。行政改革推進事業なんですけれども、これが事業実績の欄に、A I－O C Rを活用した主な業務が3つ上がっていますよね。その中で新型コロナワクチン接種の予診票が1万1,701件と特に非常に多いんですけれども、今後このように拡充していこうとする事務処理について、あれば教えていただきたいと思います。

○行政改革推進課長　　ただいま委員のほうがおっしゃられました新型コロナワクチン接種の予診票というのは突発的なものでございまして、1回限りというようなものでございました。

この中で令和3年度の中では、例えば市長への手紙、手書きで書かれたような手紙をこのシステムを使ってデータ化するといったようなことも使用させていただいております。

また、突発的なものが多いですけれども、このシステムを使ったものも幾つかございまして、なかなか定例的ということで各課のほうにいろいろ我々も投げかけているんですけれども、なかなかこれといったものがなくて申し訳ございませんけれども、今後もA I－O C Rを使って事務の効率化ができるように各課には投げかけていきたいというふうに考えております。

○伊藤委員　　はい、分かりました。

最後ですけれども、その下の活動指標の中に、行政改革推進委員会の開催回数が目標の3回に対して、実際、実績が1回ということなんですけれども、私も行政改革推進委員なんですけれども、この目標を下回った理由をちょっと教えてください。

○行政改革推進課長　　こちらの行政改革推進委員会につきましては、今のリノベーションビジョンの進行管理ですとか、そういったことを御議論いただいていることございまして、予算の段階では複数回を計画しておったわけなんですけれども、1回の会議で終わったということで、決算上1回ということで目標を下回っているという状況でございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 それでは、財政課の所管につきまして御説明させていただきます。

令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の50ページ、51ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

上段の2款地方譲与税から、52ページ、53ページの下段、12款交通安全対策特別交付金まででございます。

次に、少しページをはねていただきまして、74ページ、75ページをお願いいたします。

下段、17款財産収入、1項財産運用収入、1目1節土地建物貸付収入。

はねていただきまして、76ページ、77ページをお願いいたします。

同じく2目1節利子及び配当金で、備考欄、上から4つ目から財政課の江南市財政調整基金利子、その下、江南市公共施設整備事業基金利子でございます。

その下、17款2項財産売払収入、1目2節土地売払収入のうち、財政課の土地売払収入でございます。

はねていただきまして、78ページ、79ページをお願いいたします。

上段の19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、備考欄、上から4つ目から財政課の江南市財政調整基金繰入金、江南市土地開発基金繰入金でございます。

その下でございます。20款1項1目繰越金、1節で前年度繰越金でございます。

ページをはねていただきまして、88ページ、89ページをお願いいたします。

最下段、22款市債、1項7目1節で臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

112ページ、113ページをお願いいたします。

中段、2款総務費、1項6目財政費から、ページをはねていただきまして、114ページ、115ページの中段、備考欄に記載がございます市有財産管理事業まででございます。

大きくページをはねていただきまして、352ページ、353ページをお願いいたします。

上段、11款1項災害復旧費、その下、12款1項公債費、さらにその下、13款1項予備費まででございます。

補足の説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1つの事業だけについて質問させていただきます。

353ページの下段辺りです。市債償還事業ですけれども、市債の繰上償還金の3億円について、たしか昨年度の補正予算でも繰上償還の予算が計上されていたと記憶してございますけれども、この3億円を繰上償還することになったこうした経緯を、まず何だったのか教えてください。

○財政課長　3億円の繰上償還を行った経緯ということでございます。

こちらにつきましては、国が令和3年度の補正予算にて12月頃だと思っておりますが、国税収入が増額したということで、国の令和3年度補正予算（第1号）及び地方交付税及び特別会計に関する法律の一部改正というのがございまして、これに沿いまして、国税収入の補正に伴って地方交付税の法定率分が増額をされました。

その結果、令和3年度の地方交付税総額自体も加算される形になりまして、本市においては、約6億円ほど地方交付税として再算定の結果入ってまいったということでございます。そのうち3億円につきましては、繰上償還ということで、早めの償還という形で使わせていただいていたという結果でございます。

○伊藤委員　はい、分かりました。

繰上償還するに当たって、どの地方債に充てるかなどのルールというのは

設けているんでしょうか。

○財政課長　こちらの繰上償還につきましては、臨時財政対策債のほうに全て充当させていただいております。

○伊藤委員　あと1点だけです。

この繰上償還をすることで、利子の支払い額を節約することはできたんでしょうか。

○財政課長　臨時財政対策債の利子につきましては、20年物の3年据置きで今のレートでいきますと0.08%ということでございますので、ちょっと具体的な計算数字は持っておりませんが、ここの部分については、償還することによって効果が出ているというふうに考えております。

○伊藤委員　以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○古池委員　歳入の77ページの土地売却収入についてお聞きします。

これは、場所は清掃センターでしたかね。広さとか金額とかはどういうふうでしたか。それと、入札は何者ぐらいあったですか。

○財政課長　こちらにつきましては、古知野宮町3丁目様への売却ということで面積176.54平方メートルでございます。契約につきましては、随意契約ということで契約のほうを結ばせていただいております。売却価格につきましては866万6,393円ございました。

残りの土地の部分でございますけれども、松岡一産業様のほうに入札の結果、売却をしております。面積は705.71平方メートルということでございます。入札に関しまして一般競争入札で行いましたが、11月26日に落札をしております。

○古池委員　坪単価は幾らになりますかね、これ、計算して。申し訳ない。

○財政課長　平米当たりの単価で置き換えさせていただきますが、宮町3丁目様のほうに売却したのが4万8,500円でございます。そこから残りの土地について入札で行いましたが、このときは平米当たり5万4,500円ということで価格の再設定をいたしてございます。

○古池委員　ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長 それでは、税務課の所管につきまして説明させていただきますので、歳入歳出決算事項別明細書の48、49ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

1款市税につきましては、1項市民税から最下段でございます5項都市計画税までのうち、現年課税分が税務課所管となります。

次に、58、59ページの下段をお願いいたします。

14款使用料及び手数料、2項1目2節徴税手数料で、備考欄でございます証明手数料及び閲覧手数料でございます。

次に、84、85ページをお願いいたします。

21款諸収入、5項2目11節雑入のうち、備考欄の中段でございます税務課分、コピー等実費徴収金及びたばこ税手持品課税申告書共同発送分担金でございます。

続きまして、歳出でございます。

130、131ページをお願いいたします。

下段でございます2款2項1目税務費、右側の備考欄、人件費等から、137ページ備考欄の中段、税諸証明書交付事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 59ページの証明手数料523万7,000円ですけれども、税務課で発行した証明書の発行の総件数というのは何件だったんでしょうか。

○税務課長 令和3年度の証明書の総件数は1万5,700件でございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと131ページ、人件費等で職員手当等のうち時間外勤務手当なんですけれども、これは監査委員の毎回指摘もあるんですけれども、毎年税務課は非常に多いですけれども、前年度と比較してどうなったんでしょう、増減の場

合、どうなんでしょうか。

○税務課長 税務課におきまして、市民税グループの時間外の増が多くなっておりまして、令和2年度と比較しますと、市民税グループとして702時間増加しているものでございます。

○伊藤委員 増加しているということですね。分かりました。

あといつもこれは私お伺いするんですけども、決算書に数字は載ってきませんけれども、江南市にお住まいの人がほかの市町村にふるさと納税をすることで、市税から控除される金額の令和3年度分は幾らだったんでしょうか。毎回聞きますけど、すみません。令和2年度と比較しての増減も併せて教えてください。

○税務課長 ふるさと寄附をしたことで所得割から寄附金税額控除をされた令和3年度の金額といたしましては、1億8,891万5,000円でございます。

令和2年度、前年度の金額が1億6,865万1,000円ございましたので、令和2年度と令和3年度を比較いたしますと、2,026万4,000円の増となっている状況でございます。

○伊藤委員 確認のためちょっと聞かせてもらいました。分かりました。

あと主要施策の284ページ、3の成果の状況の中で課税誤りによる更正・決定の件数についてなんですけど、6件を下回ることを目標に掲げているんですけども、実際に6件あったということなんですよね。非常に聞きにくいんですけども、この誤りの内容はこういったものなんでしょうか。

○税務課長 課税誤りによる更正・決定の件数の6件の内訳でございますけれども、個人市民税が2件、固定資産税で4件の合計6件でございます。

○伊藤委員 この6件のうち、何かトラブルに発展したようなものはあったんでしょうか。

○税務課長 御本人様の申出により更正したのもございましたが、御本人様に御説明もさせていただき更正していただいた結果、特段のトラブルはなかったものと考えております。

○伊藤委員 分かりました。

税の賦課ということで非常に何万件という件数を扱っているわけですけども、誤りがゼロになることはなかなか難しいものですから、これはゼロに

近づけるように細心の注意を払って事務を行っていただきますように、注意を払ってしっかりとよろしくお願ひします。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて収納課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○収納課長　それでは、収納課の所管する内容につきまして御説明いたしますので、歳入歳出決算事項別明細書の48、49ページをお願ひいたします。

最初に、歳入でございます。

このページの最上段、1款1項市民税から、次の50、51ページの最上段、1款5項都市計画税までの備考欄、収納課に該当する箇所でございます。

大きくはねていただきまして、72、73ページの下段をお願ひいたします。

16款3項1目1節徴税費委託金でございます。

はねていただきまして、78、79ページの最下段をお願ひいたします。

21款1項1目1節延滞金でございます。

次に、80、81ページの下段をお願ひいたします。

21款5項2目3節土地改良区費徴収交付金でございます。

はねていただきまして、84、85ページの中段をお願ひいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、収納課分、配当割額・株式等譲渡所得割額返戻金でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

136、137ページの中段をお願ひいたします。

2款2項2目収納費の備考欄、人件費等から、はねていただきまして、140、141ページの上段、納税相談事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　73ページ、県民税徴収取扱費委託金ですね。1億6,000万円ほど県税を徴収することによって県からもらえる費用だと思ひますけれども、

この積算根拠を改めて教えてください。

○収納課長　こちらにつきましては、1件当たり一応3,000円ということでもういただくというのが一番大きいところでございます。それと、いわゆる過年度、現年度は当然直接お支払いするわけなんですけれども、過年度につきまして、いわゆる徴収した還付・充当の金額等につきまして、こちらから後で請求する形になりますので、そちらのお金があります。その他といたしましては、それぞれ計算はありますけれども、大きなところではそれだけの合計を年3回に分けて請求をさせていただいているという状況でございます。

○伊藤委員　はい、分かりました。

あと85ページ、配当割額株式等譲渡所得割額返戻金ですね。これは収納課の歳入になっているんですけれども、これがちょっとよく分からないんですけれども、何で収納課の歳入になっているのでしょうか。

○収納課長　こちらにつきましては、一旦申告されまして税金を返された方につきまして、改めて修正申告等々の申告をされた結果を出したところ、実際は還付金が多かったことによりまして差額が生じたので、改めてこちらから徴収をさせていただいたという件数でございます。全体で4件ございました。

○伊藤委員　この歳入は毎年あるのでしょうか。

○収納課長　それは毎年あるということは限りませんので、その都度都度でございます。結果としてこういったことが今回事象として発生したということでございます。

○伊藤委員　あと1点です。

主要施策318ページ、滞納処分事業ですね。活動指標なんですけれども、令和3年度は預貯金を中心に993件という、1日当たりに計算すると約3件差押えをされているという計算になるんですけれども、これは少し多いように感じるんですけど、同じ滞納者に対して複数回差し押さえしているという認識でよろしいのでしょうか。

○収納課長　今伊藤委員がおっしゃいましたように、そういった方もありますが、当然納税調査をしていく中で新しい方もありますし、中身は様々でございます。そうした中で、やはり税の公平性というところを担保する中で、

昨年度やった結果こういった結果ということで、それが結果として昨年度よりも多くなったということで認識しております。

○伊藤委員 はい、分かりました。

令和3年度に差押えを993件行っていただいて約9,400万円、滞納額に充当することができたということでございますけれども、目標件数の680件に対して目標金額約6,500万円を大きく上回っていますよね。これは素晴らしい成果だと私は思っていますけれども、でも若干目標値が低いようにも感じるところでございますけれども、これは要望なんですけれども、納税できる資金力があるにもかかわらず納税しないという悪質な滞納者に対しては、厳しく今後も対処していただきたいということを強く要望させていただきます。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、歳入歳出決算事項別明細書の54、55ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

上段の14款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料のうち、備考欄の総務課分13件でございます。

66、67ページをお願いいたします。

最上段の15款3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金でございます。

72、73ページをお願いいたします。

下段の16款3項1目総務費委託金、3節選挙費委託金でございます。その下、4節統計調査費委託金でございます。

74、75ページをお願いいたします。

下段の4項4目市町村事務移譲交付金、1節市町村事務移譲交付金でございます。

76、77ページをお願いいたします。

最上段の17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃貸料、備考欄の総務課分でございます。

中段の2項2目物品売払収入、1節物品売払収入でございます。

84、85ページをお願いいたします。

中段でございますが、21款5項2目雑入、11節雑入、備考欄の総務課分でございます。

86、87ページをお願いいたします。

下段になりますが、22款1項1目総務債、1節総務管理債、備考欄の総務課分でございます。

続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、114、115ページをお願いいたします。

中段の2款1項7目行政事務費、備考欄、人件費等から、120、121ページ下段の固定資産評価審査委員会事業まででございます。

少しはねていただきまして、144、145ページをお願いいたします。

中段の4項1目選挙費、備考欄、選挙管理委員会事業から、はねていただきまして、146、147ページの下段まででございます。

その下、5項1目統計調査費、備考欄、統計調査事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○伊藤委員　2つの事業についてお伺いしたいと思います。

まず1点目は、115ページの最下段ですね。顧問弁護士活用事業ということで、令和3年度の相談件数は何件だったんでしょうか。

○総務課長　令和3年度の相談件数でございますが、31件でございます。

○伊藤委員　分かりました。

ここ数年間で弁護士の相談件数は増加傾向にあるんでしょうか、減少傾向にあるのでしょうか。

○総務課長　相談件数を平成30年度から申し上げますと、平成30年度が20件、令和元年度が30件、令和2年度が36件、そして、先ほど申し上げましたように令和3年度が31件でございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。

あと145ページの最下段ですね。選挙管理執行事業ということで、その中で衆議院選挙関係の決算が掲載されてございますけれども、147ページの最下段の投票用紙読取分類機約312万円の購入、これが上がっているところなんですけれども、これは1台分の金額でよかったですでしょうか。

○総務課長 はい、1台分でございます。

○伊藤委員 現在、何台使っていて、今回のこれは買換えなんですか、新規増設なんですか。

○総務課長 既存4台ございましたところに、1台追加して5台になったところでございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて会計課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○会計管理者兼会計課長 それでは、会計課の所管につきまして御説明させていただきます。

決算書一般会計歳入歳出決算事項別明細書の80ページ、81ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

上段の21款2項1目市預金利子、1節預金利子でございます。

2枚はねていただきまして、84ページ、85ページをお願いいたします。

21款5項2目雑入、11節雑入の会計課分は、中段やや下、業者用納品書売捌収入、そのすぐ下、愛知県証紙売捌手数料でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、128ページ、129ページをお願いいたします。

下段の2款1項9目会計管理費、人件費等から、はねていただきまして、130ページ、131ページ下段の徴税費の前まででございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけですね。

主要施策320ページ、歳入歳出事務処理事業なんですけれども、下段の活動指標にあります処理誤り件数726件なんですけれども、これは何か多いように思うんですけれども、その内容は何でしょうか。

○会計管理者兼会計課長 ちょっとお待ちいただけますでしょうか。

〔「休憩して」と呼ぶ者あり〕

○委員長 暫時休憩します。

午前11時43分 休 憩

午前11時43分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○会計管理者兼会計課長 先ほどお尋ねの処理誤り件数の726件なんですけれども、こちらの歳入に関する納付書の読み取り誤りということでございまして、科目の間違えがあったりですか、字が薄かったりとか、そういったようなことで、年間を通しますと726件という数字になっているものでございます。

○伊藤委員 これはやっぱり担当課の方にもしっかりと指導していただいて、今お聞きした場合、何か担当課のほうも悪いみたいなもんですから、市民の方に不信感を与えないように細心の注意を払って事務を進めていただきますようよろしくお願いいたします。これは要望です。すみません、お願いします。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて監査委員事務局について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局の所管について御説明させていただきます。歳入はございませんので、歳出について申し上げます。

江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の148、149ページをお願いいたします。

中段の2款6項1目監査委員費で、右側備考欄の人件費等から、1枚はねていただきまして、151ページの上段、監査委員会関係事業の東海地区都市監査委員会事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長 消防本部消防総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

歳入歳出決算事項別明細書58ページ、59ページをお願いいたします。

上段にございます14款1項6目1節消防使用料、備考欄にあります消防総務課、消防施設目的外使用料でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

中段にあります15款2項5目1節消防費補助金、備考欄にあります消防総務課、高規格救急自動車購入費補助金でございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

上段にございます17款1項1目2節使用料及び賃貸料、備考欄にございます消防総務課で、消防庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

上段にございます21款5項2目8節公務災害補償基金支出金、備考欄にございます消防総務課で、消防団員等公務災害補償基金支出金でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、備考欄、中段やや下にございます消防総務課で、生活協同組合全日本消防人共済会火災共済事務費負担金から、その4つ下の

派遣職員給与費等負担金まででございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

中段でございます22款1項5目1節消防債、備考欄でございます消防総務課で、防災基盤整備事業債、消防施設整備事業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、270ページ、271ページをお願いいたします。

中段でございます9款1項1目消防総務費、右側備考欄にあります人件費等から、少しはねていただきまして、278ページ、279ページ下段にありますはしご自動車オーバーホール事業まででございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　273ページですね。中段、消防団運営事業の中の消防団員退職報償金321万4,000円ですけど、昨年と比較して214万1,000円増加していますが、退職者の人数は何人だったのか、まず教えてください。

○消防総務課長　令和3年度の退団者は8名でございます。

○伊藤委員　その退職された方の階級と内訳を教えてください。

○消防総務課長　退職された8名は、まず30年以上勤務された消防団長、それから20年以上25年未満勤務されました分団長が2名、30年以上勤務されました副分団長が1名、5年以上10年未満勤務されました団員2名が退団されております。あと5年未満の団員が2名ということになります。

○伊藤委員　分かりました。

現在の退団者の欠員はありますか。

○消防総務課長　今年度当初は4月1日付で新たに8名が入団されておりますので、欠員等はありません。

○伊藤委員　はい、分かりました。

あと275ページと成果報告書の257ページ、同じなんですけれども、消防連携事業なんですけれども、高機能消防指令システム中間更新事業、非常に高

額なんですよね、6,666万1,792円ですかね。これは尾張中北消防指令センターの指令システムですね。更新の金額なんですけれども、更新の総額と、今回江南市が負担した割合はどうだったんでしょうか。

○消防総務課長 令和3年度の尾張中北消防指令センターの高機能消防指令システムの間接更新の総事業費は4億150万円になっております。負担割合は各消防の管轄人口割となっておりまして、細かく言いますと、江南市は16.603186%となっております。

○伊藤委員 システムを更新した具体的な内容を教えてください。

○消防総務課長 令和3年度の間接更新は大きく分けて3つの設備を更新いたしました。内容は、指令通信系設備、情報処理系設備、ネットワーク系設備の3つをしております。

細かく言いますと、初めに指令通信系設備では、指令台、指揮台、無線統制台の改修、119番通報音声指令、無線交信等、指令台等で取扱う全ての通話内容を時刻信号とともに自動及び手動制御で録音する長時間録音装置を更新いたしました。

次に、情報処理系設備では119番受付と連動し、災害地点の検索や災害種別の選択を行うことで自動的に車両選別を行い、各署所へ指令をかける自動出動指定装置の更新。また、管轄内及び近隣の住宅地図属性データを入力保存して位置情報システムと連動することで、地図上に災害点・位置を表示する地図検索装置などの更新を行いました。

あとネットワーク系設備の更新では、消防指令管制システムというのは複数装置で構成される複合システムであり、この装置がネットワークを通じて機能連携することで高機能システムを実現しております。更新内容は機器の更新で、接続機器L2、L3スイッチと言うらしいですが、それとアクセスルーター、セキュリティー関連装置などの更新をいたしました。以上です。

○伊藤委員 はい、分かりました。細かい説明をありがとうございました。

今後、こうした大がかりな通信機器の更新計画はあるのでしょうか。

○消防総務課長 今後の予定につきましては、中北で確認いたしましたところ、令和7年度にデジタル消防救急無線設備及び車両運用端末装置等の更新を実施し、令和10年度に令和3年度、昨年と同様の指令通信系設備、情報処

理系設備、ネットワーク系設備の更新を実施し、令和17年度に全更新を実施する予定となっていますということです。

○伊藤委員 はい、分かりました。

あと279ページの上段ですけれども、消防庁舎等改修事業で車庫のシャッターの改修工事費が1,243万円あるんですけれども、これの内容を教えてください。

○消防総務課長 この改修事業の内容にありましては、消防本庁舎車庫のシャッター9か所の取替え工事と、排煙窓オペレーター装置取替え工事を行いました。

消防本庁舎車庫のシャッターは、庁舎建設時の昭和61年から改修されておらず、開閉が手動のため全てのシャッターの開閉が非常に重くなり、特に開ける際にはかなりの力が必要な状態となっておりました。各部品が耐用年数を超えていることから、全てのシャッターの取替え工事を計画いたしました。

○伊藤委員 ちなみに救急出動とか、火災出動に支障はあったんでしょうか。

○消防総務課長 取替え工事は事前に業者と綿密に調整を行いまして、1日1枚の工程で実施させていただきまして、その都度交換するシャッターの位置の車両を事前に移動させて行うことで出動等には支障はありませんでした。

○伊藤委員 あと1点です、すみません。

消防車両更新等事業ということで279ページの上段なんですけれども、成果報告書の258ページにもありますけれども、小型ポンプ付積載車と高規格救急自動車ですね。最初の小型ポンプなんですけれども、これはどこの消防団車両なんですか。初年登録とか、何年経過していたのかもちょっと教えてください。

○消防総務課長 小型ポンプ付積載車は、1分団東野車両と3分団五明車両、4分団本郷車両と5分団草井車両の4台になります。共に初年度登録は平成16年3月となっておりまして、17年1か月が経過しております。

○伊藤委員 ちなみに更新された車両なんですけれども、旧の車両と比較して利便性を高めたようなことはあるんでしょうか。

○消防総務課長 利便性といいますか、旧車両との違いといたしまして、1点目として、今までマニュアル車であったのをオートマチック車にしたこと

です。これでオートマ限定の免許保持者、団員でも運転ができるようになりました。2点目は、資機材の盗難と落下防止の対策から、ホースを車両左右のシャッター付格納庫に収納できるようにしたことです。3点目は、旧車両ではポンプが2サイクルの可搬ポンプでしたが、今回は4サイクル可搬ポンプを採用したことで、音が静かになって活動がしやすくなったということです。

○伊藤委員　　ちなみに旧の車両の処分はどうされたのでしょうか。

○消防総務課長　　旧車両は公売にかけまして市内の業者が落札されました。1台36万8,000円にて契約をしております。

○伊藤委員　　あと高規格救急自動車もお聞かせ願いたいんですけれども、初年度登録と何年経過していたかをまず教えてください。

○消防総務課長　　古い高規格救急自動車は、初年度登録が平成22年5月となっております。11年9か月経過しております。ちなみに走行距離は13万2,000キロということでした。

○伊藤委員　　分かりました。

これも同じ質問なんですけれども、前の小型ポンプと。車両の特徴、旧車両と比較して何か特徴があれば、利便性とか、何か高めたことがあれば教えてください。

○消防総務課長　　新しい救急車はアクティビコーンと呼ばれるより安全に救急搬送が行えるように、活動状況に応じて点灯モードを変えられる赤色警告灯、回転灯がつけてありますということと、あと360度カメラによりモニターで周囲の確認ができる仕様となっております。

○伊藤委員　　はい、分かりました。

旧の車両はどうされたのでしょうか。

○消防総務課長　　旧車両は日本消防協会を通じて発展途上国等への寄贈を考慮いたしましたが、消防車両等国際援助事業における車両提供要領というものがあまして、それで寄贈できる高規格救急自動車の対象から外れていたため、今回は断念し廃車といたしました。

○伊藤委員　　以上です。終わります。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、審査の途中でありますが、暫時休憩します。

午後 0 時 02 分 休 憩

午後 1 時 12 分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、消防予防課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 消防予防課長 議案第65号 令和3年度江南市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、消防本部消防予防課の所管につきまして御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書の60ページ、61ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

60ページ下段にございます14款2項6目1節消防手数料、右側備考欄にございます消防予防課、危険物施設設置（変更）許可検査等手数料と、その下でございます煙火消費許可申請手数料でございます。

次に、少しはねていただきまして、84、85ページをお願いいたします。

85ページ備考欄、下段にございます21款5項2目11節雑入で、消防予防課、コピー等実費徴収金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、280、281ページをお願いいたします。

280ページ最上段にございます9款1項2目消防予防費、右側備考欄にございます人件費等から、1枚はねていただきまして、283ページ備考欄最下段にございます危険物製造所等立入検査事業、11節役務費、可燃性ガス測定器検査手数料まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。なお、補足説明はございません。

どうぞよろしく願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 61ページですね。下段の消防手数料なんですけれども、歳入の危険物施設設置（変更）許可検査等手数料について。これは昨年度の決算と比べて金額が少なくなっておりますけれども、その理由と、この手数料の説明をちょっとお願いしたいと思います。

○消防予防課長 ガソリンや軽油、アルコール類などの危険物を指定数量以上貯蔵したり、また取扱いをされます施設などは、法令によりまして、基準を満たして管理するように市町村長から設置の許可を受けなければならないというふうに消防法のほうで規定がございます。

この収入でございますが、その設置許可等に関する手数料となるものでして、用途や取り扱う種類、それから貯蔵量によりまして、江南市の手数料条例のほうでも金額が定められております。

令和3年度は25件の手続を実施しておるんですけれども、それでこの金額39万9,650円を徴収したものでございますが、前年の令和2年度の決算の折には36件の検査を実施いたしまして、52万550円徴収いたしました。その年度の内容や件数によりまして、どうしても違いがございますので、例年増減が出てくるものと考えております。

○伊藤委員 はい、分かりました。

その下ですけれども、煙火消費許可申請手数料。この手数料なんですけれども、例年だと市民花火大会によるものだと思っていましたけれども、たしか昨年は中止だったんですよね。どうしてここに手数料が上がってくるんでしょうか。

○消防予防課長 まず煙火消費許可申請手数料でございますが、これは愛知県の事務処理特例の条例というもので、火薬取締法に基づく事務の一部を市町村のほうに移譲をされておりました、具体的には花火大会など、一定量以上の煙火といいますけれども花火ですね。花火を消費しようとするときは、移譲をされております。

具体的には、花火大会をやるときにこの法律に基づいて許可が必要となりまして、例えば花火を打ち上げる場合、花火を打ち上げる場所から観客ですとか建物、すいとびあ江南ですとすいとびあ江南の建物になりますが、そういったところまでの距離を保安距離と我々言うんですけれども、安全な距離

かどうか、保たれているかどうかを審査して、許可を出してそういった審査を行います。そういった事務の手数料というふうになるもので、こちらのほうも江南市の手数料条例のほうにも定められております。

委員が言われますように、令和3年度は市民花火大会のほうは実施されておきませんが、実は令和3年度は、中止のほかに市内の県立高等学校におきまして創立100周年の記念事業がありまして、打ち上げ花火を開催されたということでその内容を、また同じように安全な距離かどうかを審査いたしまして、その手数料として収入したものでございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。

あと281ページの下段なんですけれども、初期消火協力支援事業ということで初期消火の関係なんですけれども、功労者謝礼ということですね。どういった事案があったのか、謝礼の人数とか、これは何人だったのかということとをちょっと教えていただきたいと思います。

○消防予防課長 消防のほうでは、江南市消防協力者の表彰取扱いの要綱というのを実は定めております。

具体的にいいますと、火災など災害の被害拡大防止に顕著な功労があった方に対しまして表彰をさせていただいて、またそれを公表することによりまして、広く防火の思想、普及の高揚ということで図っておるものでございますが、令和3年度の事例といたしましては、実は1件ございまして、こちらのほうに決算ということでこの金額が上がっておるんですけれども、事例といたしましては、令和3年3月に市内で発生いたしました建物火災におきまして、初期消火に御協力いただいた方が見えます。

その事例でいいますと、御家庭にあるような水道のホースを伸ばしまして壁面に放水、水量としてはそんなに多くはありませんけれども、そういった行為をしていただいたおかげで、消防が到着するまでにそれをやっていただいたことでそれ以上広がらなかったということで確認ができましたので、これに該当ということでこの2名の方に対しまして、感謝状と記念品を贈呈させていただいたということでございます。

○伊藤委員 はい、分かりました。

あと中段なんですけれども防火教室事業、ちょっと確認なんですけれども、

この中に軽油の燃料費とか自動車損害保険料というのがあるんですけども、これは何に使用されたものなんでしょうかね。それから、普通、自動車関係は消防総務課で管理していると思っていたんですけども、いかがなものでしょうか。

○消防予防課長　消防予防課のほうでは、防火教室事業という事業の中で1日消防体験というものを実施しております。その際に、愛知県のほうにあるものなんでしょうけども、起震車、地震体験車というものを借用いたしまして、参加されました方に実施をしていただいております。この車両の借用に伴う燃料費ですとか、また自動車をどうしても愛知県のほうからこちらの江南市のほうに持ってきて事故等があるいけませんので、そういった関係で自動車損害保険料の支払いのほうをさせていただいております。そういったもので使っております。

○伊藤委員　はい、分かりました。

あと283ページにちょっとないんですけども、昨年度の決算書と見比べたんですよ。そうしたら、去年は液化石油ガス届出受理等事業があったんです。普通は液化石油ガスだと300キログラム以上は届出の義務があるんですよ。この事業というものがなくなったというのは、この事業というのは廃止されたんですか。何かなくなった意味があるんですか。

○消防予防課長　液化石油ガスの届出を受け付ける事業としましては、アセチレンガスですとか、液化石油ガスと言われますプロパンガスですね。一般の御家庭にもあるかと思えますけれども、プロパンガスを貯蔵したり、取り扱う方は、量にもよるんですけども、あらかじめ量が多いとその旨を消防に届けねばならないということが消防法のほうで同じく定められておまして、事業自体は令和3年度のほうにはありませんけれども、なくなったわけではございません。

実は令和2年度までの決算に載っておったという理由としましては、高圧ガスの保安を受ける講習会がありまして、職員がそういった講習会にも今までは参加しておったんですけども、令和3年度からは講習会の参加を取りやめまして、予算計上自体もなくなっておる関係で、こちらの令和3年度の決算のほうには載っていないということになります。

○伊藤委員　よく分かりました。

あと主要施策から2点ですけれども、260ページ中段の実施内容の中に高齢者小規模社会福祉施設を対象に訓練を実施したとございますが、この施設とはどんな施設なのか、まず教えてください。

○消防予防課長　こちらの高齢者小規模社会福祉施設とはどのような施設かという御質問かと思うんですけれども、高齢者の方が入所されます老人福祉施設というものがございますが、介助がなければ避難が難しい方が入所されます。このような施設よりももうちょっと規模の小さい、面積で分けているんですけれども、そういった施設になるんですが、その違いといいますのは、ちょっと規模の大きい老人福祉施設の場合、スプリンクラーの設備というものが、基本的には設置が義務となって、取り付けなければいけないということになるんですけれども、対象の面積が1,000平米未満の施設になりますとちょっと基準が和らぎまして、我々でいいますと特定施設という位置づけで水道連結型のスプリンクラーの設置というものが法律でも認められておりますので、そういった施設をやられます事業者につきましても、そういったもののほうをつけるのに安価でございますので、そういったことも利用されてきてそういったものがついています。

御質問の高齢者小規模社会福祉施設というのは、この特定施設、水道連結型のスプリンクラーが取り付けられている施設ということになります。

○伊藤委員　はい、分かりました。

この施設を対象に訓練を実施している理由をちょっと教えてください。

○消防予防課長　こういった施設を特化して実施しているのには理由があるんですけれども、まずこういった方が入所されます施設というのは、全国的にも火災の事案が、皆様御存じのように過去には相次いであります。そういったことから、消防法令のほうもその都度改正のほうはされて、消防用の設備というものの設置に対して強化が図られてはおるんですけれども、このような施設の管理体制を強化するのに、そこで働く施設の関係者のほうにも訓練を指導するような形で、そういった施設とは別に人に対する訓練の指導、ソフト面のほうも強化が大事というふうに消防予防課のほうは考えております。

その中でも今言いましたように、規模が若干小さくて高齢者小規模社会福祉施設のようなところは、先ほど言いました水道連結型のスプリンクラーの設置ということで、簡単にいいますと、字のごとく水道の圧でスプリンクラーのヘッドからばあっと水が出る設備なんですね。普通の大きいスプリンクラー設備というのは施設ごとに水槽があって、ポンプを動かすことによってポンプの圧力で噴射されますので、今言います水道連結型と比べて強いんですね。なので、水道連結型だとどうしても水圧が弱いということもございませぬので、それプラス、やっぱりそこで働いている方が、一人では避難することができない方が入所されておりますので、そういった方を助けていただければいけませんので、施設の従業員のほうにもそういったお話をさせていただいて、そういった訓練をさせていただいているということになります。そういったことに力を入れて、消防予防課のほうではこういった施設を対象に訓練を実施しております。

○伊藤委員 はい、分かりました。

あと1点だけ、すみません。

○委員長 伊藤委員、この辺でとどめておいていただけますか。

〔「暫時休憩して」と呼ぶ者あり〕

○委員長 暫時休憩します。

午後1時29分 休 憩

午後1時30分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○伊藤委員 もう一点だけ、すみません。

優良危険物施設率の目標と実績値が100%なんですよね、ここだけ100%なんですよね。その辺りのことの理由だけ教えてください。

○消防予防課長 優良危険物施設率100%につきましては、危険物施設を取り扱っている事業所というのが市内で78事業所ございます。78事業所の中でも施設としては複数お持ちのところもありますので、施設としては125あるんですけれども、その施設を令和3年度、1年度の期間に全部立入検査のほうを実施しまして、事例としては4件ちょっと不備がありましたが、そちらの不備4件を全て早急に改善のほうをしていただけましたので、全てが優

良危険物施設という意味で100%ということになっております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防署について審査をします。

副委員長に交代します。暫時休憩します。

午後 1 時32分 休 憩

午後 1 時32分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、消防署、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防署長 それでは、消防本部消防署の所管につきまして御説明させていただきますので、歳入歳出決算事項別明細書62、63ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

中段やや下でございます15款 1 項 3 目 1 節、消防費負担金で、備考欄、消防署、緊急消防援助隊活動費負担金でございます。

はねていただき、68、69ページをお願いいたします。

中段でございます15款 4 項 7 目 1 節消防費交付金で、備考欄、消防署、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

さらにはねていただきまして、72、73ページをお願いいたします。

中段でございます16款 2 項 8 目 1 節、消防費補助金で、備考欄、消防署、南海トラフ地震等対策事業費補助金でございます。

さらにはねていただきまして、76、77ページをお願いいたします。

下段でございます18款 1 項 2 目 1 節消防費寄附金で、備考欄、消防署、新型コロナウイルス感染症対策寄附金、その下の寄附金でございます。

1 枚はねていただきまして、78、79ページをお願いいたします。

上段でございます19款 1 項 1 目 1 節基金繰入金で、備考欄の中段でございます消防署、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、284、285ページをお願いいたします。

上段でございます9款1項3目消防署費で、備考欄の人件費等から、少しはねていただきまして、292、293ページ上段、10款教育費の前まででございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　3点だけです。285ページの最下段の防火水槽ですね。整備・維持管理事業、これ非常に高額ですよ、767万1,400円。この撤去された理由と工事内容を教えていただきたいと思います。

○消防署長　防火水槽撤去工事費につきましては、令和3年度中に2基の防火水槽を撤去いたしました。

まず1基は、今市場町地内にありますもので、金額が644万6,000円です。もう一基は南山町にありますもので、こちらは122万5,400円となります。いずれも区のほうからの撤去要望によるもので取壊しを行ったものでございます。金額に522万円ほどの差があるものですから、その内容について少しお話しさせていただきたいと思います。

まず高額であったほうの今市場町なんですけれども、これは防火水槽全体が地下埋設型といいまして完全に地面の中に埋まっているタイプであります。このことから掘削料や埋め戻し料、あとそれに伴います廃棄物の処理量が多く発生しましたことと、あと隣接する側溝や道路、そういった部分も取り壊してそれを復旧しておりますので、そういったものの工事費用がかかったこと。あとこちらは子供さんらが通学に使う道路ということもありましたので、交通警備員の24時間配備を必要とするということになりましたので、合計の費用として644万6,000円となったものでございます。

一方、南山町のほうの工事につきましては、これは地面の中に5分の4ほど埋まっているタイプで半地下埋設型というタイプになります。そういったことで、前のやつと比べますと処理量が少なかったということと、あと公民

館のすぐ横にあったものですから、全体を壊してしまうと公民館自体が倒壊するようなおそれもあったものですから、区のほうと協議いたしまして、上部のほうだけを壊したことによって下のほうは地面の中に残した状態となっております。そういったことから撤去工事に係る費用が少なかったということと、あと道路の拡張工事に合わせて行ったものですから、復旧の費用に関して負担が少なかったということが費用に差が出た理由となります。

○伊藤委員　はい、分かりました。

あと287ページの下段辺りに救急資機材整備・保全事業（新型コロナウイルス感染症対策）で、自動式心臓マッサージ器の使用についてということでもちょっとお聞きしたいんですけども、これはいつ購入されて、今まで何件このマッサージ器が使用されたのか、分かれば教えてください。

○消防署長　お尋ねの自動式心臓マッサージ器なんですけれども、これは字のごとく機械的に自動で心臓マッサージを行うものなんですけれども、本来ですと救急隊が人的に行うものなんですけど、コロナ禍の感染防止対策ということを目的として2台購入させていただきました。

使用実績といたしましては、令和3年7月から本署と東分署の救急車に1台ずつ配備いたしまして運用を開始してまいりました。令和3年中は18件の使用実績があります。令和4年になってからは、8月末までで23件の使用がありました。

○伊藤委員　かなり使用されて有効に使われている状況がよく分かりました。

あと1点ですね。291ページの、これもちょっと気になっていたものですかからお聞きしたいと思います。

緊急消防援助隊事業ということで、昨年発生した静岡県熱海市の土石流での災害に派遣されたわけなんですけれども、大変お疲れさまでございました。この緊急消防援助隊として派遣された日にちや日数、またこの支出内容について教えてください。

○消防署長　緊急消防援助隊事業といたしまして、令和3年7月静岡県熱海市で発生いたしました土石流災害にありましては、皆様の御記憶にも新しいかと思いますが、そこで、緊急消防援助隊の愛知県大隊としまして、消火小隊と救急小隊という形で2隊の出動をしております。

まず消火小隊なのですが、7月10日から7月13日までの4日間、5名を派遣いたしました。救急小隊にありましては、7月16日から7月19日までの4日間、3名を派遣いたしました。

それぞれの支出の内容なんですけれども、まず旅費につきまして7万2,800円というのは、これは各隊員の日当の合計になります。次の需用費のうちの消耗品費の6万4,302円につきましては、こちらは少し細かいものなんですけれども、派遣に伴う持参品ですね。泥の中での活動でしたので、胴長靴やゴム手袋などを県のほうから指定されまして、そういったものを持ってこいということでありましたので、そういった消耗品を購入したもので、次の燃料費のガソリンと軽油につきましては、それぞれ出動した消防車両と救急車両の軽油代及びガソリン代になります。あとは食糧費につきましては、これはレトルト食品ですとか飲料水、そういったものをご購入したものでございます。

最下段の宿泊料につきましては、本来ですと緊急消防援助隊というのは、テントなどを使って野営をするのが一般的な活動になるんですけれども、今回の熱海市の災害では、非常に局所的な災害であったことから、国のほうが近隣の宿泊施設を一括借り上げされまして、そこへ消防隊、救急隊が宿泊したのになります。

これらは全て国庫負担金のほうで充当されておりますので、申し添えさせていただきます。

○伊藤委員 以上です。

○副委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩し、進行を委員長に託します。

午後1時43分 休 憩

午後1時43分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

行政視察について

○委員長 続きまして、行政視察についてを議題とします。

資料についてはタブレットに配信しておりますので御覧ください。

この件につきましては、去る6月の委員会におきまして正・副委員長に一任いただいております。そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。

まず日程についてですが、6月の委員会では10月3日月曜日から10月7日金曜日までの期間で2泊3日とさせていただきましたが、受入先等の都合もあり、委員の皆様には個別にお願いをさせていただきましたが、10月31日月曜日から11月2日水曜日までの2泊3日と変更させていただきます。

視察先と調査内容につきましては、10月31日月曜日は神奈川県川崎市でパートナーシップ宣誓制度についてを、翌11月1日火曜日は神奈川県横浜市で横浜DX戦略についてと神奈川県藤沢市でシティプロモーションについてを、最終日の2日水曜日は神奈川県茅ヶ崎市でキャッシュレス決済事業についてをそれぞれ調査いたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。それではよろしくお願いいたします。

なお、詳細な資料については、来月中旬までに事務局から届けますので、視察当日にお持ちくださるようお願いいたします。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長 続きます、今年度の当委員会の研修会についてを議題とします。

この件につきましては、6月委員会でも議題とし、御意見や御提案を正・副委員長までお知らせいただくようになっておりましたが、現在のところ、特に決まっております。

日程や研修テーマ、内容、講師などについて何か御意見はございますでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 御意見もないようですが、研修会については、今月中に正・副委員長へテーマや講師など御報告願えないでしょうか。

複数の御意見をいただいた場合につきましては、正・副委員長において調整を図り、決定していきたいと思っております。

また、テーマや候補者が出なかった場合については、正・副委員長に御一任いただきたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでございますので、そのように決めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長 続きます、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

この件につきましては、議会改革特別委員会において、令和5年1月、または2月に各常任委員会で団体との意見交換会を行い、対象団体、テーマ、日程、開催場所などについては、各常任委員会で検討していくことと決定し、8月19日に開かれました各派代表者会議におきまして、その結果が報告され、了承が得られたところであります。

つきましては、議会改革特別委員会から対象団体の案が示されておりますので、この案を踏まえまして御協議をお願いしたいと思います。

なお、団体との意見交換会の過去の実績をタブレット端末に配信しており

ますので、参考にしてください。

それでは最初に、対象団体について何か御意見はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 御意見もないようですが、今月中に……。

○稲山委員 必ずやらないかんもんなの。

○委員長 そうですね。やらなくちゃいけないです。

〔発言する者あり〕

○委員長 めどとしては来年の1月……。

〔発言する者あり〕

○委員長 ちょっと、一旦、暫時休憩します。

午後1時51分 休 憩

午後2時02分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

改めて御意見もないようですので、今月中に正・副委員長へ御要望があれば御報告いただきたいと思います。

候補が多数の場合につきましては、正・副委員長において調整を図り、決定していきたいと思います。また、候補が出なかった場合には、正・副委員長に御一任いただきたいかと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでございますので、そのように決めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

いろいろあったようなないような委員会でございまして、無事程々の時間に終わりまして大変よかったと思っています。終始皆様、熱心に御協議、御意見いただきましてありがとうございます。着座ではございますけど厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

以上で総務委員会を閉会します。

午後2時03分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 田村徳周

総務副委員長 東 猴 史 紘